

つくば市議会傍聴規則の一部を改正する規則

つくば市議会傍聴規則（昭和62年つくば市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「車いす使用者席」を「車椅子使用者席」に改める。

第4条第1項中「車いす使用者傍聴券」を「車椅子使用者傍聴券」に改める。

第5条第2項中「車いす使用者席」を「車椅子使用者席」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前3項の定員により難しい場合は、議長が別に定員を定めることができる。

第7条の見出し中「できない者」の次に「等」を加え、同条第1項第3号を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第7条第1項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号又は第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第8条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第8条第3号及び第4号を削り、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を削り、同条第7号を同条第4号とし、同条第8号を同条第5号とする。

第9条の見出しを「(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音」を「写真の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。